

個人住民税特別徴収の一斉指定に関する オール京都共同アピール

特別徴収は、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、納入する制度で、地方税法で義務付けられています。

京都府及び府内市町村では、これまで関係団体や事業主への周知活動を行うなど、連携して特別徴収の推進に取り組んできましたが、未だに普通徴収との選択制という誤った認識により特別徴収を実施しない事業主もおられます。

特別徴収は、税額の計算を市町村が行いますので、事業主の方に所得税のように税額を計算していただく必要はありません。

また、従業員にとっては、特別徴収は12回に分けて給与から差し引くので、年4回（一部自治体は年10回）で納めて頂く普通徴収に比べて、1期（回）あたりの負担軽減になるだけでなく、従業員の方がその都度、金融機関等へ納税に赴く必要がなくなり、納め忘れも防止することができます。

京都府及び府内市町村は、法令の遵守、納税義務者の利便性向上及び安定した税収の確保を図るため、以下のとおり個人住民税の特別徴収を徹底することとしました。

京都府及び府内26市町村は、平成30年度から、原則として、全ての事業主を特別徴収義務者に指定し、個人住民税を特別徴収していただきます。

また、大阪府、兵庫県、和歌山県及び各府県内市町村においても、平成30年度から、原則として、全ての事業主を特別徴収義務者に指定する予定です。

■ 主な取組及び今後の予定

平成25年度から	特別徴収の推進・周知、切替要請文書の送付
平成29年度	事業主へ指定予告通知の送付
平成30年度	一斉指定実施（特別徴収税額決定通知書の送付による特別徴収義務者の指定）

平成29年10月25日

京都府個人住民税特別徴収推進会議
（京都府・府内全26市町村）